

令和5年度工事監査（土木工事・建築工事）の結果について

地方自治法第199条第9項の規定に基づき、下記の通り監査の結果を公表します。

令和6年2月28日

東京都北区監査委員	佐藤明充
同	戸枝大幸
同	青木博子

記

1 監査期日及び対象工事

(1) 土木工事 令和6年1月18日（木）

- ① 路面補修等工事・汚水桝等調整工事（北 1293 号）
- ② 防災広場・代替地整備工事
- ③ 路面補修等工事・汚水桝等調整工事（北 1263 号）

(2) 建築工事 令和6年1月19日（金）

- ① 谷端小学校別棟校舎増築工事
- ② 東十条小学校別棟校舎新築工事

2 監査事項及び範囲

主として対象工事に関わる契約関係書類、起工書及び設計図書等の書類審査を行うとともに、工事施工状況について概要説明を受けた後、現場監査を行った。

3 監査の主な着眼点

- (1) 工事の内容、規模及び工法は適切に行われているか。
- (2) 設計、積算が適法かつ合理的、経済的に行われているか。
- (3) 施工は設計に従い、適切に行われているか。
- (4) 工事中の安全管理は、適切に行われているか。
- (5) 工事事務は、適正に行われているか。

4 監査結果

工事については、概ね適正に施工されていることが認められた。